

岩見沢市新病院エネルギーサービス事業に係る公募型プロポーザル
参加表明に係る質疑に対する回答

No.	項目	質問内容	回答
◆実施要領			
1	I章 一般事項 4 参加資格要件 (11)	「元請負人として」とありますが、BOT 事業や BTO 事業での実績ということでよろしいでしょうか。「元請け人として」となると、単純な受注工事の事例とも捉えられますが、エネルギーサービス事業では事業者が発注者に代わり、建設業者へ施工発注を行い、設備の所有者として工事代金を建設業者へ支払います。そのため建設業法上は元請負人ではなく発注者であるという認識であり、念のため確認させていただきたくものです。	お見込みのとおりです。
2	I章 一般事項 4 参加資格要件 (11)	事業実績で、事業名称が ESCO となっているが、エネルギー関連設備の導入と維持管理を一体で行い、発電した電力や、蒸気・温水・冷水などのエネルギー供給をしている事業内容であることから、エネルギーサービスの実績として考えて良いか？	「実施要領 I章 4 (11)」に記載のとおり、ES 事業実績を要件とし、ESCO 事業実績は除きます。
3	I章 一般事項 4 参加資格要件 (12)	参加意思表示までの期間があまりにタイトなため、配置予定技術者の選任が非常に困難です。変更を前提としての選任とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか？	「実施要領 I章 4 (12) ウ」に記載のとおり、配置予定技術者は原則として変更することはできません。 ただし、協議の結果、発注者が認める場合については、この限りではありません。
4	I章 一般事項 4 参加資格要件 (12) ウ	「病気・死亡・退職等のやむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として変更することができない」とありますが、やむを得ない理由には技術者の人事異動等も含まれると考えてよろしいでしょうか。	人事異動については、やむを得ない理由には該当しません。 ただし、協議の結果、発注者が認める場合については、この限りではありません。

No.	項目	質問内容	回答
5	I章 一般事項 5 実施要領及び基本設計書 (案)の配付 (2)イ	基本設計図(案)には熱源機械室、電気室を含む図面を提供頂け ますでしょうか。また、CADデータも提供頂けないでしょうか。	基本設計図(案)に熱源機械室、電気室は含みます。 CADデータの提供は、想定しておりません。
6	I章 一般事項 5 実施要領及び基本設計書 (案)の配付 (2)イ	LCC算出に必要となる、空調負荷、給湯負荷、電力、外気温・湿度 等の時刻別データを提供頂けますでしょうか。	「基本設計書(案)」の配布に合わせて提供します。
7	I章 一般事項 5 実施要領及び基本設計書 (案)の配付 (2)イ	基本設計図(案)において、具体的な取合い点の位置の指示はあり ますでしょうか？	基本設計図(案)に具体的な取合い点の指示はありません。 取合い点の位置については、「別紙2 ES工事区分表(案)」 を参照し、事業者にて想定してください。
8	I章 一般事項 7 その他 (5)	情報公開請求があった場合、個人情報や企業ノウハウ等をマスクキ ングするための調整を頂ける認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	II章 参加表明 1 提出書類の内容等 (4) 提出方法と提出部数	ファイル綴じの際に法人登記簿謄本写し等の書類も穴あけ綴じし て宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	III章 技術提案 2 技術提案書の作成 (2) 【テーマ2】	安定的なエネルギー供給とは冷熱、温熱のことでしょうか？ 一次エネルギー(電気・ガスの供給)の供給安定性はES事業者で は担保できません。	冷熱、温熱を含むES設備から供給される全てのエネルギーを 対象とします。
11	III章 技術提案 2 技術提案書の作成 (5) 【テーマ5】	安定的なエネルギー供給とは冷熱、温熱のことでしょうか？ 一次エネルギー(電気・ガスの供給)の供給安定性はES事業者で は担保できません。	No.10のとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
12	Ⅲ章 技術提案 3 技術提案書作成の留意事項 (1)、(2)	技術情報や図面等の枚数は任意でよろしいでしょうか。	技術提案に関する提出様式は、「実施要領 Ⅲ章 1」に記載のとおり、A3 横計 5 枚以内（様式 9B×3 枚、様式 9C×2 枚）となります。
13	Ⅲ章 技術提案 3 技術提案書作成の留意事項 (4)	水道光熱費の単価は、原燃料費、再生可能エネルギー発電促進賦課金、基本料金等を含む総合単価の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、電気料金については、基本料金 2,856 円/kW（税抜）を別途計上してください。
14	Ⅲ章 技術提案 3 技術提案書作成の留意事項 (4)	各種エネルギーの CO2 排出係数をご教示ください。	CO2 排出係数については、事業者で設定を行い様式 9C に根拠をお示しください。
15	Ⅲ章 技術提案 3 技術提案書作成の留意事項 (4)	概算 LCC の算定には、ES 設備として設置する電気室等の冷房・換気設備のランニングコストも含める認識で宜しいでしょうか。含める場合、病院全体の時刻別電力量データをご提示下さい。	No. 6 のとおりです。
16	Ⅲ章 技術提案 3 技術提案書作成の留意事項 (4)	ガスの単位について、実施要領 P.8 記載の水道光熱費単価は円/N m ³ 、要求水準書(案)P.9 記載の中圧ガス熱量は 44MJ/N m ³ の記載があり、要求水準書(案)P.8 記載の一次エネルギー換算値は 45.0MJ/m ³ となっております。全て N m ³ の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	Ⅲ章 技術提案 3 技術提案書作成の留意事項 (4)	一次エネルギーの算出は、中圧ガス熱量 44MJ/N m ³ ではなく、一次エネルギー換算値 45.0MJ/m ³ を用いる認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。一次エネルギー換算値は 45.0 MJ/N m ³ とします。
18	Ⅲ章 技術提案 3 技術提案書作成の留意事項 (4)	水道光熱費単価を記載の表と異なる単価を提案する場合、その提案単価を ES 事業期間中にわたり確約するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
19	Ⅲ章 技術提案 3 技術提案書作成の留意事項 (4)	電気の基本料金の提示はいただけませんか？ CGSによるデマンドカットの試算をするうえで必須になります。	No.13のとおりです。
20	Ⅳ章 技術提案書等のプレゼン テーション及びヒアリング 1 実施方法 (3)	プレゼンテーションに連絡責任者の出席を許容頂きたいのですが、 1名追加することは出来ませんか？追加が不可の場合は、 上限5名の中で出席者を変更させて頂けないでしょうか。	「実施要領 Ⅳ章 1 (3)」に記載のとおり、指定された者 以外の出席は認めません。
21	Ⅴ章 技術提案書等の審査及び 評価方法 1 審査方法 (2)	概算事業費とはES料金 ①工事費に相当するもの ②設備のメンテナンス費に相当するもの ③運転および維持管理業務に相当するもの (いわゆるビルメン) との認識でよろしいでしょうか？それ以外にあればご指示ください。	「様式10B 概算事業費見積項目表」に基づき積算してくださ い。
22	Ⅴ章 技術提案書等の審査及び 評価方法 1 審査方法 (2)	概算LCCとはES対象設備に関する光熱水費の執行額という認識で よろしいでしょうか？(ES熱源以外の水光熱費は含まない)それ 以外にあればご指示ください。	No.6のとおりです。
23	Ⅵ章 ES事業契約までの過程 2 基本合意の締結 (2)	著しい人件費や鋼材費の上昇、ESの工事費の資金調達の金利の上 昇などはこれ(予見不可能な事由)に該当しますでしょうか？	著しい人件費や鋼材費の上昇及びESの工事費の資金調達の金 利の上昇のうち、協議のうえ発注者が認めるものについては、 該当します。
24	Ⅵ章 ES事業契約までの過程 3 ES事業契約の締結 (1)	ES契約締結までの協議が不調になった場合、発注者から損害の賠 償をES事業者へ請求できないとの理解でよろしいでしょうか？	「資料2 岩見沢市新病院エネルギーサービス事業に係る基本 協定書(案)」第6条(ES契約不調の場合の処理)及び「別紙 1 リスク分担表」のとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
25	VI章 ES事業契約までの過程 3 ES事業契約の締結 (5)	ES事業契約締結前から実施設計、電気主任技術者の業務、機器発注、工事等の多額の費用が発生する行為を行っております。ES事業契約締結前に中止となった場合、逸失利益は請求できないものの、実際に要した実費は請求できる認識で宜しいでしょうか。	No.24のとおりです。
◆要求水準書			
26	II章 本事業の基本方針 3 事業範囲 (2) ES設備の運転及び維持管理業務 イ (3) ES設備を主とした各種設備の省エネルギーコンサルティング業務	モニタリング、機器類運転時間タイムスケジュール調整、運用改善提案を行う新病院全体の設備（各種設備）とは、具体的にどの設備までを範疇とするのかご教示下さい。	ES設備の他、パッケージエアコン、空調機、送風機、ファンコイルユニット、照明等の状態監視を行っている設備を対象とします。
27	II章 本事業の基本方針 4 事業期間	ES設備の運用開始およびES事業費のお支払い開始はES工事完了翌日からとなり、開院準備期間を踏まえると15年数カ月間のES設備運用期間となるという理解で宜しいでしょうか。	ES事業契約は本体工事の完了日の翌日を開始日としますが、ES設備運用期間についてはお見込みのとおりです。 ただし、概算LCCの支払期間は、15年間（180か月）で積算すること。
28	II章 本事業の基本方針 6 実施体制	配置予定技術者の兼務は認められますでしょうか。 施工責任者が電気設備工事担当者と機械設備工事担当者を兼務することは可能でしょうか。またその他、兼務可能な配置予定技術者の組み合わせはありますか。	「資料1 要求水準書 II章 6」に示す技術者は、要件を満たしていれば兼務を全て可とします。
29	II章 本事業の基本方針 6 実施体制 (1) ク 電気主任技術者	新病院の本設受変電設備の受電時からES事業の電気主任技術者の業務開始という理解で宜しいでしょうか。	本体工事の完了日の翌日をES事業の電気主任技術者の業務開始日としてください。

No.	項目	質問内容	回答
30	II章 本事業の基本方針 6 実施体制 (1) ク 電気主任技術者	電気主任技術者は新病院開院（令和10年春予定）以降の配置で問題ないでしょうか。要求事項として「① 運転及び維持管理期間において配置すること。」「② 新病院全体の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の業務を総括すること。」と記載がありますが、②に記載の”工事”とは運用開始後の工事を指しており、開院以降の配置でよいものか確認になります。	No. 29 のとおりです。
31	III章 ES 設備の構成 1 ES 設備の構成 (5) 給水設備（BT 方式）	給水設備（BT 方式）に係る費用は、工事完了後の所有権移転の際のお支払いか、ES 事業費としてのお支払いかご教示下さい。	ES 事業費としての支払いを想定しています。
32	IV章 ES 設備の設計条件 1 共通条件 (2) 環境性 ウ	ZEB oriented の認証取得は本体工事側で実施し、ES 事業者は認証取得のために必要となる機器仕様情報を提出するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	IV章 ES 設備の設計条件 3 機械設備 (3) コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムを導入しない提案も可でしょうか。	本計画では、コージェネレーションシステムの導入を前提としています。ただし、コージェネレーションシステムを導入しない提案が、導入する案に比べて、経済性および ZEB 実現性に優れていることが確認できる場合、可とします。
34	VIII章 ES 設備の運転及び 維持管理業務 1 実施体制等 (1) 実施体制	維持管理責任者と電気主任技術者は兼任することでも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	VIII章 ES 設備の運転及び 維持管理業務 1 実施体制等 (1) 実施体制	維持管理責任者及び従事者は現地常駐という理解で宜しいでしょうか。常駐の場合、仮眠室等の必要な諸室は中央監視室に用意して頂けるものとして考えて宜しいでしょうか。	現地常駐は必須としておりません。事業者側で現地常駐する提案をする場合には、必要となる諸室に関して、設置する位置や広さ等を協議の上、設けるかどうか判断します。

No.	項目	質問内容	回答
36	Ⅷ章 ES 設備の運転及び 維持管理業務 1 実施体制等 (1) 実施体制	プロポーザル提案時に提出する維持管理責任者は本社責任者を提出し、現地常駐の維持管理責任者を配置する場合は維持管理業務着手前に提出することで宜しいでしょうか。	No.3 のとおりです。
37	Ⅷ章 ES 設備の運転及び 維持管理業務 1 実施体制等 (1) 実施体制 (2) 維持管理責任者の責務	維持管理責任者は自社員との指定がありますが、責任者以外の維持管理業務従事者は再委託が可の認識で宜しいでしょうか。なお、再委託する場合、労働者派遣法の観点により、維持管理責任者の責務のうち「労務管理」と「服装及び名札」は再委託先になることをご容赦下さい。	再委託は可とします。 再委託する場合は、維持管理責任者の責務の各項目について、協議の上、労働者派遣法に抵触しないよう変更することとします。
38	Ⅷ章 ES 設備の運転及び 維持管理業務 1 実施体制等 (2) 維持管理責任者の責務	維持管理責任者は FM 業務を想定した院内常駐が必要でしょうか。内容次第で、維持管理責任者を選任する管轄部署が異なるため確認させていただくものです。現地常駐が不要な場合、院内常駐する管理会社（病院様から別途委託）と連携しての維持管理業務実施を想定しております。	維持管理責任者の院内常駐は必須としておりません。
39	Ⅷ章 ES 設備の運転及び 維持管理業務 2 運転及び維持管理業務 (2) 一般事項 カ	「地下タンクについては、数年に 1 回程度は内容量が入れ替わるようにするなど（中略）計画とすること」とありますが、地下タンクに貯蔵する燃料は病院様の所有、非常用発電機の稼働時は病院様からの燃料支給を受けて運転する認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
◆様式集			
40	様式 6 会社の ES 事業実績調書	ES 事業実績には、本プロポーザルと同様のエネルギー供給及び常駐管理を行っている ES 事業実績に限るという認識で宜しいでしょうか。	常駐管理を伴わない ES 事業の実績も可とします。

No.	項目	質問内容	回答
41	様式6 会社のES事業実績調書 備考1	「その事業に携わったことを証明できる書類」とは、事業者の任意書式（代表者名押印）による提出でよろしいでしょうか。あるいは顧客との契約書の写し等が必要でしょうか。その場合、守秘義務等で開示できない情報はマスキングさせていただきたく考えております。	原則として、自社発行の証明書ではなく、発注者へ提出した説明書など他者への提出物による証明としてください。
42	様式7 配置予定技術者調書 備考3	「各配置予定技術者が、その事業に携わったことを証明できる書類」とは、事業者の任意書式（代表者名押印）による提出でよろしいでしょうか。	No. 41 のとおりです。
43	様式7 配置予定技術者調書 備考3	配置予定技術者が、その事業に携わったことを証明できる書類とはどのようなものでしょうか。書式等提供いただけないか。	No. 41 のとおりです。
44	様式10B 概算事業費見積 項目表	固定資産税は非課税の認識で宜しいでしょうか。	概算事業費の算出にあたっては、課税として算出してください。

◆別紙1 リスク分担表（案）

45	全体	リスク分担表は（案）となっておりますが、こちらは合理的な理由が認められれば、内容変更の協議が可能と理解してよろしいでしょうか。詳細の確認事項については、技術提案に関する質問の中で提出させていただく予定です。	お見込みのとおりです。
46	「金利・物価変動」	金利変動について、契約日以降とは、ES事業契約日を指すのでしょうか、基本合意締結日を指すのでしょうか。	基本合意締結日以降を指します。
47	「第三者賠償」	第三者賠償について、事業者の責により発生した事項に対して事業者が負担するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	「不可抗力」	不可抗力について、発注者・事業者の協議による双方負担として頂けないでしょうか。	現時点としては、リスク分担表のとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
◆別紙2 ES 工事区分表 (案)			
49	ES 工事区分表(案)	各種配管設備（熱源、給湯、給水など）の責任分界点に区分バルブはあるでしょうか。ある場合、区分バルブまでが本体工事でしょうか。	お見込みのとおりです。 また、区分バルブは本体工事とします。
50	ES 工事区分模式図(案)	給湯設備の工事区分が模式図に記載がないためご教示下さい。また、ES 工事区分表⑦の給湯熱源設備の記載は温水熱源設備についての内容と思われるため、ES 工事区分表もご教示下さい。	給湯設備を追記した「別紙2 ES 工事区分表」および模式図を「基本設計書(案)」と合わせて配布します。